

アルケイアー記録・情報・歴史
第一八号 二〇二三年十一月 一―三〇頁
南山アーカイブズ

大学アーカイブズにできること、
担うべきこと

森本祥子

東京大学文書館

The Possibilities and Responsibilities of University Archives

The University of Tokyo Archives

MORIMOTO Sachiko

Archeia: Documents, Information and History
No.18 November, 2023 pp.1-30
Nanzan Archives

- 一 はじめに
- 二 アーカイブズの基本
 - 二・一 アーカイブズの定義
 - 二・二 アーカイブズ機関が持つべき資料
 - 二・三 アーカイブズ機関が担う役割
 - 二・四 アーキビストという専門職
- 三 大学アーカイブズの活動（東京大学文書館の場合）
 - 三・一 沿革
 - 三・二 組織の概要
 - 三・三 組織文書を保存する役割
 - 三・四 組織に関係する資料を広く保存する役割
 - 三・五 デジタルアーカイブ
 - 三・六 学内外との連携
- 四 大学アーカイブズの強みと課題
 - 四・一 大学ならではの強み
 - 四・二 大学ならではの課題
- 五 おわりに

大学アーカイブズにできること、担うべきこと

森本祥子

一 はじめに

本日はこのような機会を頂き、ありがとうございます。私は東京大学文書館に勤めて本年度で十年目になります。恐らく今日ご参加の方々の中には、私などよりずっと長く大学アーカイブズや大学の資料保存の現場で働いていらっしゃる方が多いと思いますので、質疑応答では質問だけでなくご指摘を頂いたり、意見交換ができたらいいなと思っております。

実は私は南山の卒業生です。大学には行っていないのですが、中学・高校に行っておりまし。女子部の三十四期生に当たります。南山学園全体の教育モットーである「*Hominis Dignitati*（人間の尊厳のために）」が非常に気に入っています。今回改めて卒業アルバムをひっくり返してみると、クラスごとに好きな場所で集合写真を撮っているのですが、私のいたクラスはちようどいい具合にこの教育モットーが書かれた壁画の前で写真を撮ったので良かったなと思っております。

私が在学中の一九八二年に学園の創立五十周年を迎え、バザーを開いたり、確か男子部に狂言師の野村又三郎さんご家族が卒業生にいらしたご縁で、狂言の舞台を見せていただいたことを覚えています。一九八四年にマザー・テレサが来日されたときに来校されて、男子部の講堂で講演会があったことも覚えています。

また、後に創立七十周年記念写真集が発刊されたのですが、そのための資料整理が始まった頃に、まだ資料室もなかったと思

ますが、ひょんなことからその話を聞いて、本当に少しの間だけですけれどもお邪魔して資料整理のお手伝いをしたことがあります。そんなご縁で、本ができたときに写真集を一部頂くことができました。

在学当時アーカイブズというものはありませんでしたが、自分が所属している学校のコミュニティを体感できる場として、現在自分が勤めている大学の文書館も、南山アーカイブズも、それぞれ大学に関わる人たちがその大学を誇りに思える場所であればいいと思います。

本日はまず、アーカイブズの基本定義を少し確認しておきたいと思います。それを踏まえて大学アーカイブズの活動について、一つの例として東京大学文書館では何をしているかということをご紹介したいと思います。そして大学アーカイブズ全般について、とはいえ非常に限られた自分の経験ベースの発想になってしまうのですが、大学アーカイブズが持つ強みと抱える課題について少し整理したいと思います。これはあくまで私の整理なので、できれば今日ご参加の皆さんから感想や、皆さんがそれぞれ実践していらっしゃるなどについてぜひご発言いただけたらと思います。

二 アーカイブズの基本

二一 アーカイブズの定義

まず、アーカイブズの定義を整理していきたいと思います。この分野に関わっていらっしゃる方々には本当に釈迦に説法で、耳にたこができていと言われるかもしれませんが、交通整理のためにということ、一歩一歩進んでいくことをどうぞお許しくてください。

英語の「アーカイブズ」、フランス語の「アルシヴ」はいずれも、大きく分けて資料そのものと組織の二つを指すのですが、まず資料の方から整理していきたいと思います。

『アーカイブ事典』¹によれば、アーカイブズ資料とは「個人または組織がその活動の中で作成または収受し蓄積した記録のうち、組織運営上、研究上、その他さまざまな利用価値のゆえに永続的に保存されるものである」とされています。ここに至るまでには、特に欧米でのアーカイブズ定義についての議論はいろいろあるのですが、日本なりにアーカイブズや文書館や公文書館といったものの在り方を蓄積して作ってきた形に適切な理解は、このような形になると思っています。

その上で、アーカイブズ機関とはアーカイブズ資料を保存活用する機関である、ということになります。

ここからはいちいちアーカイブズ資料、アーカイブズ機関と明確に区別せず、アーカイブズと言ってしまうことがあると思うのですが、その時々で文脈でご理解いただければと思います。

二二二 アーカイブズ機関が持つべき資料

アーカイブズ資料の基本的な形を確認したところで、アーカイブズ機関が持つべき資料としては具体的にどのようなものがあり得るのかということをし整理したいと思います。

一つ目は、これがコアとなる部分ですけれども、親組織が活動の過程で作成した記録です。親組織という言い方は耳慣れない方もいらつしやると思いますし、あまりこなれた表現ではないのですが、要するにアーカイブズ機関を設置している母体のことです。例えば南山アーカイブズであれば南山学園、東京大学文書館であれば東京大学になります。そういった設置母体の組織が活動する中で作成した記録を持つことが、アーカイブズ機関のまず一つ目の基本になります。親組織の資料や文書を保存するアーカイブズのことを、最近「組織アーカイブズ (institutional archives)」というようになりました。そうした機能を持つことがまず一つ目です。これを大学に当てはめると、大学を組織として運営する上で発生する記録文書のうち、大学の基本情報が含まれるものということになりますから、例えば人事や財務の文書、あるいは入試を実行する手続きの過程で作られる文書など、どの組織でも発生する組織運営上の文書です。

それから大学の場合、教育・研究など大学ならではの活動から発生するものも含まれます。ただ、後半で触れるように、その線

引きが難しいところが現実にはあろうかと思つていますが、国立大学の場合は恐らくどこでも、入試の答案をどう扱うか、卒論や修論をどう扱うかといったことは、他の組織運営事務の文書と同様に規則が定められていると思います。そういう意味では、広く言えばそれも大学を組織として運営する上で発生する文書の一つにはなりますが、大学ならではの文書ともいえるでしょう。

もう一つの類型は、社会の中の親組織の位置付けや活動を伝えるさまざまな記録です。つまり、その組織を一步離れたところから見るような感じになりますが、例えば大学に所属している先生や学生、あるいは学生の団体などが作成した資料は、その大学が直接作った財務や人事の文書とは異なりますが、その大学を理解する上でとても重要な情報をたくさん持つている資料なので、そうしたのもアーカイブズとして持つことには意味があります。その他、その大学の特徴をよく示す資料なども挙げられると思います。このように親組織が直接生み出した資料ではないけれども、その組織にとっては残す意味がある資料を集める機能を、「収集アーカイブズ (collecting archives)」と呼ぶことが多いです。

ものごとというのは、定義する言葉が生まれるとその概念がきれいに見えてきます。「アーカイブズ」を、何となくぼんやりと大学や自治体でそこに関係のある文書、あるいはそこで生み出される文書を扱うところ、というイメージから一歩進んで、その組織「が生み出した」文書、その組織「に関係する」文書という形で両者の間に線を引きつつ、その上でアーカイブズ機関としてはそれらを両方とも持つことに意義があるのではないかと、現在では考えられています。

では、なぜ収集アーカイブズという概念が突然出てきたのでしょうか。もし全ての自治体、大学、企業、団体がみんな自らの組織アーカイブズを維持できるとしたら、恐らく収集アーカイブズは要らないのですが、そのようなことは現実にはあり得ません。さまざまな組織や個人が多様な活動をして、そこでは大量のアーカイブズとしての本質を持つ資料が生み出され蓄積していくのですが、すべての組織や個人がそれを自分で持ち続けることはできないと思います。そうしたものを、そこに関連するどこかのアーカイブズ機関が引き取って、代わりに守っていてもいいだろうということから収集アーカイブズというものが定義され、ようやくアーカイブズの世界で正当に位置づけられたのだと私は理解しています。

ということ、アーカイブズが持つべき資料は、大きく分けると自ら生み出したアーカイブズ資料と、自分たちに関係のあると

ころで生み出され蓄積されていった資料を引き取ったものの、二種類があると考えています。

二一三 アーカイブズ機関が担う役割

資料を保存しているアーカイブズ機関が担う役割は何かということを考えてみると、所蔵している資料と対応することにもなるのですが、一つ目に親組織の運営を直接支える役割があります。

つまり、その組織がいつ設立されたのか、毎年予算をどう決定しているのか、どのような手続きを踏んで人事を行っているのかといったことが文書記録として残っていく中で、どの文書を活動のコアと判断して残すかというのはありますが、活動の情報がリアルタイムで落とし込まれた文書をアーカイブズが残します。そうすることで、その意思決定を記録によって後付けし、根拠とすることができると、何よりも親組織の運営を直接支えることに貢献するのです。

そして、組織が適切に運営されているというのが前提ではありますが、その運営記録がそのまま残ることによって、後から振り返ってもその組織が適切に運営されていたということを証明できます。その意味でも親組織の運営を直接支える役割を担っているといえるのではないでしょうか。

また、意識しなくても、親組織の個性が残された文書に反映されてくると思います。先ほども言っているように大学の場合、入学試験や奨学金制度を行うことはその組織にとって重要な方針の決定だと思えますが、そうした文書を淡々と残すことによって、その大学が学生に向けてどういうサポート体制を組んでいるかということが自然と情報として残っていくので、後から振り返ったときに、「自分たちの大学はそういう個性を持って、そういうことに取り組んできた、それは他と違う個性だ」ということが見えてきます。それが回り回って、親組織の個性を対外的にもアピールしていくことにつながることも考えられます。従って、さまざまな形で親組織の活動の記録をそのまま後付けられるように資料・情報を残すことは、結果的に親組織の運営を支えることにつながります。

二つ目に、親組織の属するコミュニティに貢献するという役割も担っているだろうと考えます。それは収集アーカイブズの機能

も大きく関わってくるのですが、親組織の特色を際立たせるような資料・情報を、組織アーカイブズとしての文書の蓄積に加えて収集・保存していくことによって、その組織の特徴を際立たせることができるのではないかと思います。

そのことは、構成員の自己肯定感を高めることにもつながっていくのではないかと思います。ちょっと遠回しかもしれませんが、表現として例えば「愛校心を涵養するような大学アーカイブズ」は、すごく言いたくなる言葉ではありますが、とはいえそれをものすごく前に出して活動すると押しつけがましいかもしれないのですが、そこまで強調しなくても、自分たちの大学はどういう特性を持って、どこに軸足を置いた大学かということを考え、それを伝えられるような資料を、大学の事務的な運営文書に加えて残していくことは、その大学や組織がつくるコミュニティに所属していることに対して肯定的な気持ちを持つことにつながるのではないかと思うのです。

スポーツがとて強い大学では在校生もOBも熱心に応援して一体感があるというのも恐らくそうでしょうし、長い歴史を持つ学校に所属していることの安心感もあるでしょう。さまざまな形で「自分がこのコミュニティに所属している」ということをとても心地よく感じられるということは、その人が長い人生を生きていく上でとても大事なことではないかと思ひますし、アーカイブズはそこに寄与することができると思ひます。

特に大学の場合、働く人たちが自分の職場がとてよいと感じることも大事ですが、教育の場であることを考えたときに、人格形成がなされる場として、所属して良かったと思える組織であることは非常に重要ではないかと思ひます。アーカイブズとしてはそんなことも意識しながら、親組織の特色や良さを際立たせるようなことにも目配りしながら資料構築を進めていくとよいのではないかと思ひます。

二一四 アーキビストという専門職

続いて、そうしたアーカイブズ機関で働く専門職について少し考えてみたいと思ひます。実際にはアーカイブズや文書館、資料室、公文書館などいろいろな名前で設置されていて、文書資料を中心に取り扱う組織はいろいろあると思ひますが、そこで働く

アーキビストとは一体どういう専門性を持った人たちなのか、同じく資料を扱う博物館の学芸員や図書館の司書、歴史研究者とはどこが共通していて、どこが違うのかを少し見ていきたいと思えます。

まだ少しこなれていないかもしれませんが、共通点と異なる点を洗い出してみると、(スライドの)六ページのようになると考えます。

何かテーマを決めて資料を収集することは、アーカイブズでも博物館でも図書館でも行います。これらは全て資料保存機関でもあり、資料提供機関でもあり、資料収集機関でもあります。先ほど見たようにアーカイブズも収集アーカイブズ機能を持つことができるので、アーカイブズでも収集を行います。

古文書や手書きのマニスクリプト類を取り扱える知識があるかどうか、取り扱っているかどうかという観点から見ると、アーカイブズにも古文書資料はありますし、博物館にも図書館にも古文書資料はありますし、あり得ます。もちろんそれらを取り扱うという点では、研究者も専門知識を持っているので、古文書という切り口から見るとみんな同じに見えます。

では、資料を整理したり、保存したり、活用したりする仕事は誰がしているかというと、研究者以外のどの保存機関でも行います。資料を使って研究をすることに関しては、アーカイブズは丸にしてみましたですが、三角かもしれません。コンテンツを使った歴史研究は原則としてアーキビストの仕事ではないのですが、資料をどう生かすか考えるための研究という点で、資料を使った研究はアーカイブズにとっての重要な研究になり得ます。博物館や研究者も資料を使った研究をすると思えます。図書館司書が図書の中身について研究するというのは恐らく本来の業務ではないと思つたので外してあります。

では、アーカイブズが他と違うことは何か。資料の移管を受けることは基本的にアーカイブズでしか行いません。博物館や図書館でアーカイブズ機能も持っているところは、こうした業務を博物館の名の下に行うとは思いますが、それは博物館に定義されている本来の業務ではありません。あくまでも、親組織から生み出された資料の移管を定期的に受ける業務を行っているのはアーカイブズのみです。

また、それぞれの活動目的も異なります。繰り返して言ってきたようにアーカイブズの場合、親組織の運営支援をすることがべ

スにあり、その上でさまざまな多角的な活動を行っていきます。しかし、博物館にしても図書館にしても、そもそも社会やコミュニティに対して資料を集めて提供することが目的になっているので、直接的な親組織の運営支援の役割を担っているのはアーカイブズだけと考えられます。

改めて整理すると、アーカイブズ独自の役割は親組織の文書を保存することであり、親組織の運営に資するために活動することであり、そのために親組織の姿を俯瞰できるような資料を収集することになるのではないのでしょうか。アーカイブズがそうした役割をきちんと果たすために、そこで働くアーキビストには、マネジメント能力と専門職としての倫理が求められます。つまり、フランス感覚と、自律・自立していく覚悟が必要だと思えます。ちょっとしんどいかもしれませんが、突き詰めていくとアーキビストとはこれだけの重みのある専門職なのです。

親組織の文書を保存したり、親組織の運営に資するために活動したりすることは、親組織の都合のいいように保存文書を調整するということでは決してありません。むしろその逆で、場合によっては親組織が今何をしているかということの良いことも悪いことも含めて淡々と記録を残していくことに徹しなければなりません。だからこそ自律・自立が求められるのです。言われたとおり資料を残すのではなく、「この文書を今残さないと、この組織のありのままの形は残せない」と判断することが求められ、そのためには自分が盾になることも必要です。そういった倫理観や覚悟が求められます。そのよりどころとなるものとして倫理綱領というものがあります。

倫理綱領とは何かというと、『エンサイクロペディア』²⁾には、「専門職と、それがサービスを提供する人々との間の一種の契約として機能する」「アーカイブズ専門職の場合、倫理綱領はアーカイブズ利用者との間に信頼を築き、それを維持するような方法で業務を行う上での、アーキビストの義務を確認するものである」「アーカイブズは、相互に対立するような利益や要求を持つさまざまな利用者に対応するものである」「互いに衝突する要求は倫理的なジレンマを生み出すものであり、倫理綱領は専門職が倫理的な根拠をもって意思決定するのを助けるようにつくられている」と書かれています。

国際的には、国際アーカイブズ評議会（ICA）という団体が策定した倫理綱領をベースに各国で独自の綱領を作ったり、日本

のようにそれを翻訳して使っているところもありますが、倫理綱領は重要だという認識は少しずつ広がってきているところだと思います。

倫理綱領は厳格なルールというわけではなく、法律や規則のようにそれに従えば正誤の判断が付けられるというものでもなく、あくまでもものを考える上でのよりどころに過ぎません。専門職は自律・自立が求められ、自己決定し、それに責任を持つ立場にあるので、だからこそ機械的な規則ではなくて判断のよりどころとしての倫理綱領というある種抽象的なものをガイドとして、総合的に参照しながらものを考え決定していく立場にあると思っています。

以上をまとめると、アーカイブズ資料を適切に保存・活用するためには、専門職としての知識や技能に加えて、マネジメント能力や倫理観が必要だと言えます。つまり、崩し字が読めたり、デジタルアーカイブのすごい技術を知っていたりすることはもちろん大事なのですが、それを寄せ集めれば専門職になるかというところではありません。そうしたさまざまな専門技術があることを十分知った上で、それを自分の働いている場に合わせるように調整するマネジメント能力が大切です。資料の利用者はさまざまだと思いますが、自分の所属するアーカイブズは誰に向けてどういう資料の提供をしているのか、それに対してどういう責任を負っているのかということに常に俯瞰し、バランスを調整できなくてはいいけません。アーキビストとは、そうしたマネジメント能力と倫理観が求められる職業だと思っています。

ですから、これは大きな組織ではよくあることだと思えますが、例えば異動でたまたま三年間アーカイブズ部署で仕事をする、というようなことあるでしょう。そのとき、さまざまな研修を受けて個別の専門技術や知識を身に付けていくことはもちろん大事ですが、それだけではトータルでマネジメントをする能力や責任を負う覚悟を育てることはなかなか難しいと思います。

日本でもアーキビストを養成する大学院が設置されてきていますし、海外でも大学院以上の養成が必要となっています。フランスでは大学より高度な高等専門教育機関（グランゼコール）で時間をかけてアーキビストを養成しています。アーキビストは、独自の専門領域と十分な自覚を持つ専門職でなければならないという考えがベースにあるのです。

三 大学アーカイブズの活動（東京大学文書館の場合）

三―一 沿革

現在、東京大学文書館がどのような活動をしているか、ざっとご紹介したいと思います。

東京大学文書館の前身は、東京大学百年史編集室です。一九八七年に百年史の刊行が終わったのを機に、大学史史料室に改組されました。そこからずっと大学史史料室という名称で活動してきましたのですが、二〇一四年に文書館に改組されました。これは、独立行政法人や国立大学法人を含む国の行政機関の、文書を作るところから国立公文書館（またはそれと同等と認められた機関（国立公文書館等））に移管・保存するところまでの全てをカバーする公文書等の管理に関する法律（以下、公文書管理法）が制定されたことにより、文書の保存先をきちんと定めなければならなくなったからです。

二〇一一年に法律が施行されたときは、東京大学大学史史料室は国立公文書館等としての指定は受けなかったのですが、それではまずいということで、少し遅れて文書館を設置し、国立公文書館等の指定を二〇一五年に受けました。それ以来、東京大学の法人文書（公文書）は東京大学文書館で保存することになっており、二〇一六年からは大学の法人文書の移管を受けて保存しています。その後、二〇一九年には組織規則で独立部局に位置付けられ、現在に至ります。

三―二 組織の概要

東京大学文書館は、規模においては雲泥の差がありますが、組織規則上、附属図書館と同じ並びに位置付けてもらっています。文書館は法人文書部門、歴史資料部門、デジタルアーカイブ部門の三部門に分かれていて、実質的に文書館の業務を日々行っている現場スタッフは八名おり、事務は本部の総務課が担当しています。

東京大学はメインのキャンパスが本郷・駒場・柏の三カ所にありますが、そのうち本郷と柏に一カ所ずつ、文書館の事務室・収蔵室を設けています。好きで二つ持っているわけではなくて本当は一つにまとめたのですが、収蔵スペースの都合などから現在

は二カ所に分かれています。この二カ所を行き来するのに片道一時間以上かかるので、非常に不便です。コミュニケーションにも手間がかかっているので、できるだけ早く一館になることが悲願です。

所蔵資料には大きく分けて法人文書、歴史資料（寄贈・寄託資料）、学内刊行物があります。

規模感としては、大学が作成した法人文書の移管を受けたものなどが、現在約一万二千点あります。戦前期の庶務課の文書については国の重要文化財指定を受けていて、これは図書館所蔵分と合わせて千点を超えています。

寄贈資料として位置付けているものは約二万五千点あり、元総長や元教職員、元学生などの資料、関係団体の資料なども受け入れています。最近受け入れた大きいものとしては、国立大学協会の文書を寄贈の形で受け入れることにしたこと、学生寮の駒場寮のOB会からもまとまった資料の寄贈を受けています。

学内刊行物としては、学内でさまざまな部局が発行している周年史や広報誌の類を集めており、基本的に研究成果は集めていません。研究成果の刊行物は図書館で保存されるので、むしろ図書館での永久保存から抜け落ちがちなニュースレター類に力を入れて保存し、少しずつ手元で電子化も進めています。

三二二 組織文書を保存する役割

まず、文書館の、組織文書を保存する役割についてお話しします。先ほど申し上げたように、文書を作成するところから国立公文書館に移管してアーカイブズとして保存するところまでの全過程が、公文書管理法によって規定されました。それを受けて東京大学文書館では、学内の各組織が作成・管理している法人文書のうち歴史的に重要なものを移管され、保存しています。ですから、東京大学のことを調べたいと思った人は、新しい文書であれば情報公開請求をして現用文書を見ることができ、ものによっては文書館に移管されているので、文書館に請求して資料を見ることがになります。

大学の文書が作成されてから文書館に来るまでの流れとしては、まず大学の現用文書の管理を総括するのは本部の総務課になります。国立大学では作成する全ての文書についての目録情報を「法人文書ファイル管理簿」に登録しなければならぬので、その

管理簿自体を管理したり、現用文書の管理を指導したりするのが総務課の役目となっています。

そして学内のさまざまな部署は、自分たちが作成した文書を法人文書ファイル管理簿に登録し、そのとき文書保存期間が満了した後に廃棄するか移管するかという措置予定も決めて、記載します。

文書館では、保存期間が満了した文書の移管を受けて保存するのですが、その際には現用文書の管理を担当する総務課と連携を取りますし、文書作成部署とは、どの文書を移管してもらうかということについて協議しています。法律で定められた手続きでは、文書作成部署に文書の移管・廃棄の決定権限があるのですが、実際にアーカイブズとしてどの文書を残せばいいかという判断を各部署に任せるのは各部署にとって負担かつ困難です。東京大学が何をしているのかという姿を俯瞰的に見て、バランスをとりながら文書を残していくという役割は、文書館が担っていると思っています。そのため、実際には文書館側が移管してほしい文書を全て指定して提示し、それに対して文書作成部署の合意が得られたものを移管してもらうというやり方を採っています。恐らく国立公文書館を含めてどこもそのようにしているのではないかと思えます。

三―四 組織に関係する資料を広く保存する役割

収集アーカイブズとしての役割は歴史資料部門が担っていますが、そのコレクション・ポリシーとしては、「東京大学に関係する個人・団体が作成したもの、および、東京大学に関係する個人・団体に關する資料」という線を引いて資料を収集するようにしています。実際には一つ一つのケースでさまざまな判断が求められることになるのですが、その中でも一つ大きな判断を求めらるるののは、提示された資料群全体を受け入れるのか、一部に絞るのかということです。

例えば、東大の元総長である矢内原忠雄はキリスト者としてとても有名な人であり、本人もそのことを自分のアイデンティティとして生きてきた人なので、当初の寄贈対象資料の半分はキリスト教関係（無教会主義）のものでした。そうしたのも全て東京大学文書館が受け入れることで、果たしてその資料は本当に活きるのだろうかという疑問が生まれます。分量も非常に多く収蔵庫を圧迫するので、何でもかんでも資料群の一体性を優先して受け入れることは、必ずしも資料が本当に活きる道にはつながらない

と私は思っています。このときも、矢内原が宗教活動の拠点としていた機関と手分けして資料を保存することにしました。寄贈受入の際には、そういったことも考える必要があります。

それから、東京大学文書館として特定の立場や視点に偏らないようにすることを常に意識しています。大学の文書館だから大学の主張や正当性を伝える文書だけ残せばいいかというと、そうではないことは先ほどお話ししたとおりです。例えば、東大紛争のように大学と学生が対立した出来事の場合は、大学の文書も学生の文書も、さらには学生団体にもさまざまなものがあつたので、できるだけさまざまな団体や立場の資料を残すことを心掛けています。

三二五 デジタルアーカイブ

東京大学文書館は日本で唯一デジタルアーカイブ部門を持っているアーカイブズだと思っていますが、幸いなことに専門知識を有する教員がいて、撮影スタジオや撮影機材なども整備できています。これは本当に恵まれたことだと思います。デジタルアーカイブ部門では、デジタルアーカイブ・システムの構築や運用、資料のデジタル化の推進などに携わっています。教員がおりますので、デジタル環境に関わる調査研究にも取り組んでいます。

デジタルアーカイブはウェブサイトで公開しており、目録をはじめ、ものによっては資料の写真まで載せているので、ぜひご覧ください。近日中に使い勝手が少し良くなるようなりニューアルをする予定です。

三二六 学内外との連携

東京大学文書館が学内外とどのような連携をしているかについてお話しします。

まず一つは、現在進められている東京大学百五十年史編纂事業のサポートです。この編纂事業にあたっては、文書館は直接的には関わらないということで動き始めました。ただ、編纂室と文書館は年史編纂において車の両輪なので、とにかく文書館で基礎資料を整理・提示し、それを使って編纂室が効果的・効率的な編纂事業を進める、という分業体制を築き運用することを理想として

進めています。

それから、学内の学術資産等アーカイブズ構築事業に参画しています。現在、東京大学では学内のさまざまなデジタルアーカイブをネットワークでつなげる取り組みが進められています。事務局が附属図書館に置かれているのですが、そういったところにも積極的に参画して、データベースをつないで横断的に検索できるようにしたり、ポータルで資料の紹介が載るようになりしています。それを通じて人的ネットワークの形成も行っています。同様に、学内の他の図書館等とも人的ネットワークを積極的に組むようにしています。また、文書館のデジタルアーカイブは国立公文書館のデジタルアーカイブの検索システムとも連携しており、そこでも横断的に検索してもらえるようにしています。

四 大学アーカイブズの強みと課題

私も大学アーカイブズに十年間携わってきて、大学ならではの強みと課題を日々意識しているのですが、それを少しご紹介したいと思います。

四―一 大学ならではの強み

一番大きな強みは、実験的な取り組みが可能なことではないかと思っています。大学ごとに組織的位置付けはさまざまなので一概にはいえないのですが、少なくとも可能性として、大学アーカイブズを教育・研究部に位置付けることが制度として可能だということです。これは自治体や企業には難しいことだと思っています。大学という教育・研究を行う組織にあるアーカイブズだからこそ、アーカイブズ自身も研究などができる体制にあるというのは、大学ならではの強みの最たるものではないかと思っています。そして大学の場合、専門スタッフに教員（研究者）を配置することができ、じつさい国立大学に設置されている国立公文書館等ではすべて

教員が館員になっており、現場実働スタッフも研究者ラインの位置づけです。

実験的取り組みが可能な例として、デジタルアーカイブ・システムを独自に構築できることも挙げられますし、資料を公開するか非公開にするかという判断において、大学という枠組みで独自の研究をすることが可能だと考えています。自治体などではこのようなチャレンジングなことは難しいと思うのですが、大学であれば研究や実験として取り組むことができると思います。

しかし、そういったことができるということは、裏を返せばそうした取り組みを社会に還元する責任も伴うということですから、アーカイブズ界の発展のために新しい取り組みをむしろしていかなければならないし、世に問わなければならないという社会的責務を同時に負っていると考えます。

二つ目の強みとして柔軟な予算執行が挙げられます。まだ成果が出るかどうか分からない研究的な取り組みにも予算配分が可能であったり、お金があればの話ですが、人事が比較的自由にできたりといったことも、純粋な事務組織に比べれば比較的柔軟にできると思います。予算面では、例えば教員が科研費を取ってこられることもできるので、比較的自由が利くと思います。

三つ目に、身近にある多様な高度な専門知識と専門的人材を活用できることが挙げられます。これは非常に大きいことです。大学のコミュニティにることによって何か新しいことをしたい、何か専門的なことを知りたいと思ったときに、気軽にそうした人とつながることができるというメリットがあります。東京大学文書館ではデジタルアーカイブを構築することになったとき、最終的には専門業者に組んでもらっていますが、その基となるシステムは、当時博士課程に在籍してデジタルアーカイブを研究していた院生に相談しながら組んでいきました。そういったことができる環境があります。また、デジタルアーカイブの検索システムに、東京大学史料編纂所が開発している異体字の同定システムを連結させることで使えるようになったり、史料編纂所に資料保存の専門知識について尋ねることができたりするのも非常にありがたいと思っています。

こうしたことを可能にするためにも、日頃から学内で人間関係を構築しておくことが必要です。逆に文書館が役に立てることもあるので、そういったネットワークをつくり、維持することを大事にしています。

四一二 大学ならではの課題

他方、課題としては専門職ポストのあり方が挙げられます。国立大学の場合、現時点でアーキビストのポストを教員にするか事務職員にするかどちらかを選べと言われたら、間違いない教員枠にいる方がメリットが大きいです。何といっても活動の自由度が大きく、そもそも大学は教員が活動するための組織なので、何か新しいことをするにしても教員の方が発言力があるからです。ですから、もしどちらかを選べるのであれば、職員でいるよりも教員でいる方が大学ではメリットがあると感じます。

他方で、教員であることのデメリットの一つは、文学部の先生や工学部の先生と同じレベルでの教育へのコミットや研究成果を出すことが高度に求められる点です。文学部の先生は論文を書かなければならないけれども、アーカイブズの先生は論文を書かなくてもいい、ということにはなりません。そして論文を書くことはとても大変なことです。アーキビストももちろん高度に学術的な研究を行う力が求められますし、実際に行いますが、日常的に資料の移管を受けて整理し、目録を作り、収蔵庫の環境を心配し、掃除もして、レファレンスに答える、というようなことに時間がほとんど使われますし、それはそのままでは決して研究成果にはなりません。そういう立場にいながらにして、いわゆる研究者としての成果が求められるのは非常に大変なことだと思っています。大変恥ずかしながら、私などは全くできていないと自覚しています。

本来であれば、アーキビストそのものが独自の専門職として社会的にきちんと理解され、位置付けられ、教員でも職員でもない「アーキビスト」というあり方が確立されるべきだと思っています。ですから、大学における専門職はどうあるべきかというのはまだまだ課題が多いと思います。

二つ目の課題として、研究活動に伴う資料の保存をどう考えるかということが挙げられます。冒頭でお伝えしたアーカイブズ資料の定義に、「個人または組織がその活動の中で作成または収受し蓄積した記録」とありました。その範囲は、大学では一体どこまでなのでしょう。また、特殊な機器やシステムによって生み出された膨大な研究データの保存は、事務の決裁文書を保存するのとは異なるアプローチが必要になります。それから特に理系で多いと思うのですが、大学の枠を超えて、さらには国の枠も超え

て共同研究が進められる時代になってきた今、そこにコミットしている一つの組織に過ぎない大学にデータ保存責任はあるのでしょうか。でも、みんなが手を引いてしまったら、データや研究資料はどこにも残らないかもしれません。そういったところにどうやって大学アーカイブズがコミットしていくべきか、ということを考えていかなければならないときに来ていると思います。

大学史編纂との関係をどう考えるかというのも一つ大きな課題だと思います。年史編纂とアーカイブズの関係は、どこも組織でも考えなければならないことが多いと思うのですが、特に大学の場合、アーカイブズの教員が日本史・教育史の専門家というケースが恐らく多いでしょうから、そもそもそのアーカイブズに所属する教員が年史編纂を執筆するのに最も適した人材である可能性が非常に高いと思います。ですから、単にアーカイブズが年史編纂の事務局を担うだけにとどまらない関係の構築が考えられますし、その可能性が非常に高いのが大学史編纂だと思います。それをどのような形にするかというのはもちろん個々の大学の判断ではあるのですが、年史編纂は年史編纂で重要な事業であり、アーカイブズはアーカイブズで独自の責任を負っている仕事なので、事業としては本来別事業です。それを十分に認識した上で、分業・協力体制を組むべきだろうと思います。その際にも、例えばアーカイブズの立場から見た資料の収集や整理の優先順位をどう考えるのかという課題もあるでしょう。

それから、編纂に当たって、アーカイブズとしてはまだ公開していない資料、あるいは未整理や現用の文書を使うかもしれません。そういったものに対して後々その資料や、刊行された年史に引用されている情報について、恐らく五十年後、百年後にフォロワーしていかなければならないのはアーカイブズだと思いますので、そうしたことに對してアーカイブズはどういうスタンスを取るかということも考えていかなければなりません。

大学史編纂との関係としては、このようなことが課題としてあろうかと思っています。これは東京大学文書館にとって今まさに直面している問題であり、日々試行錯誤しながら進めているところですので、むしろ皆さんにご経験があればぜひいろいろ教えていただければと思います。

最後に、大学の特性を踏まえた公開基準について少し言及したいと思います。先ほど強みのところで、独自の公開基準が提示できると言いましたが、それを考えることは大変難しい問題であり、私たちが日々直面している課題でもあります。

(スライド) 二十四ページの表は、公文書管理法のガイドラインで提示されているサンプルであり、国立公文書館を含む国立大学等のアーカイブズ全てが参考になっているものです。例えば、思想や信仰に関わる情報や犯罪歴などは八十年あるいは百十年公開しないということが一つの基準として出されています。こう見ると簡単に判断できるように思うのですが、実際はそうではありません。

こうした基準は、いわゆる行政の事務文書を想定して作成されたものなので、大学という場を考えたときにはなかなか適合しないものが多く出てきます。例えば、思想信条を持っているということは研究者や学生としてはわりあい当たり前のことであり、場合によってはその思想信条に基づいて活動して逮捕されたり投獄されたりすることが起こり得ます。特に東大紛争の頃には実際によくさん起りましたし、戦前は共産主義ということで逮捕される人もいました。そうした経歴は機械的に隠すことなのか。場合によってはその人にとって勲章かもしれないし、少なくとも隠すことではないかもしれませんが。それをこの表にあるからといって機械的に墨塗りをして出すべきなのでしょうか。少なくとも東京大学文書館の現場スタッフたちは、とにかく消極的に、自らで自らの基準を考えて発信していこうという意識でおります。

先ほどの表で、赤枠で囲ってあるところだけを見ると、例えば犯罪歴だから八十年伏せようということになってしまっていますが、恐らく本当に大事なものは一番左側の枠に書いてあるように、「権利利益を害するおそれ」があるかどうか、の筈です。そこを忘れないようにして、逮捕歴や思想・信仰に関わる情報を公にすることがその個人の権利利益を害するかどうかということを常に意識しながら、もちろんそのためには理論武装しなければなりません、できるだけ公開、発信していきたいと考えています。

これは比較的自由裁量がある大学アーカイブズならではの、実験的取り組みができる大学アーカイブズならではの、やはり世に問うていく一つの責任があるということにつながります。

五 おわりに

私自身、大学アーカイブズに勤めるアーキビストとして、何が大学アーカイブズとして正しいやり方なのかという答えはまだ持ち得ていません。持ち得ている人がいるかどうかとも分かりませんが、少なくとも私自身は試行錯誤しているところです。

ただ、大学のアーカイブズは自治体や企業など他のアーカイブズよりも恐らく自由に動けるアーカイブズだろうと思いますので、その立場を活用して、アーカイブズ全体がより良く発展し根付いていくために、大学アーカイブズに勤める者は貢献していくべきではないかと考えています。

まだ経験も思索も足りていないところだけですので、ぜひ皆さんからいろいろご意見を頂き、勉強させていただければと思います。どうもありがとうございました。

註

¹ 小川千代子・高橋実・大西愛（編）『アーカイブ事典』、大阪大学出版会、二〇二三年。

² 'Archival Ethics', Philip Eppard, in Luciana Duranti and Patricia C. Franks eds., *Encyclopedia of Archival Science*, Rowman & Littlefield, 2015.

³ 東京大学文書館デジタル・アーカイブ： <https://uta.u-tokyo.ac.jp/uta/s/dar/page/home>。

大学アーカイブズにできること、 担うべきこと

東京大学文書館 森本祥子

1. アーカイブズの基本

1.1 アーカイブズの定義

アーカイブズ資料とは、

個人または組織がその活動の中で作成または收受し蓄積した記録のうち、組織運営上、研究上、その他さまざまな利用価値のゆえに継続的に保存されるもの

安藤正人「3 文書館の資料」（『アーカイブ事典』）

アーカイブズ機関とは、

アーカイブズ資料を保存活用する機関

1. アーカイブズの基本

1.2 アーカイブズ機関が持つべき資料

- ① **親組織が活動の過程で作成した記録** = 組織アーカイブズ機能
 - ✓ 大学/学校を組織として運営する上で発生する記録文書のうち、大学/学校の基本情報が含まれるもの
 - ✓ 大学/学校ならではの活動（教育、研究など）から発生する

- ② **社会の中の親組織の位置づけや活動を伝えるさまざまな記録** = 収集アーカイブズ機能
 - ✓ 大学/学校の構成員や関係団体が作成した資料
 - ✓ その大学/学校の特徴を示す資料

1. アーカイブズの基本

1.3 アーカイブズ機関が担う役割

- ① 親組織の運営を直接支える
 - ✓ いつ、どのような意思決定をしたのかの証拠
 - ✓ 適切に組織を運営していることの証明
 - ✓ 親組織がその個性を活かすためのよりどころ
- ② 親組織の属するコミュニティに貢献する
 - ✓ 親組織の特色を際立たせる資料・情報の収集保存
 - 構成員の自己肯定感を高める “この組織に所属してよかった”

1. アーカイブズの基本

1.4 アーキビストという専門職



共通点のある専門職
どこが共通？何が違う？

1. アーカイブズの基本

1.4 アーキビストという専門職

【類縁機関の人たちとの、共通点／異なる点】

	アーカイブズ	博物館	図書館	研究者
テーマを定めた資料の収集	○	○	○	
古文書・手稿資料の取扱知識	○	○	○	○
資料の整理・保存・活用	○	○	○	
資料を使った研究	○	○		○
資料の移管を受けること	○			
活動目的	親組の運営支援 + α	社会への提供	社会への提供	

1. アーカイブズの基本

1.4 アーキビストという専門職

- ✓ 親組織の文書を保存する
- ✓ 親組織の運営に資するために活動する
- ✓ 親組織の姿を俯瞰できる資料を収集する



マネジメント能力と専門職倫理が求められる

バランス感覚と、自律・自立の覚悟が必要

→ 倫理綱領 (Code of Ethics)

1. アーカイブズの基本

1.4 アーキビストという専門職

倫理綱領 (Code of Ethics)

“倫理綱領は、専門職と、それがサービスを提供する人々との間の一種の契約として機能する。”

“アーカイブズ専門職の場合は、倫理綱領は、アーカイブズ利用者との間に信頼を築き、それを維持するような方法で業務を行ううえでアーキビストの義務を確認するものである。”

“アーカイブズは、相互に対立するような利益や要求をもつ、さまざまな利用者に対応するものである。”

“互いに衝突する要求は倫理的なジレンマを生み出す。倫理綱領は、専門職が倫理的な根拠をもって意思決定をするのを助けるように作られている。”

'Archival Ethics', Philip Eppard, in Luciana Duranti and Patricia C. Franks eds., *Encyclopedia of Archival Science*, Rowman & Littlefield, 2015.

1. アーカイブズの基本

1.4 アーキビストという専門職

アーカイブズ資料を適切に保存・活用するためには、専門職としての知識や技能に加え、マネジメント能力、倫理観が必要である

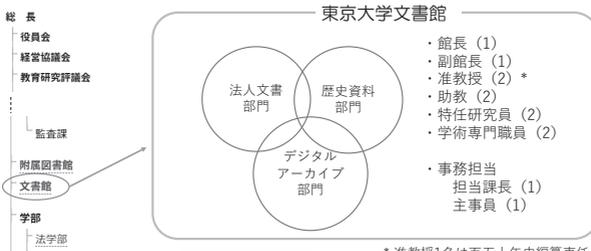
異動で配置され、個別技能を研修で身につけるだけでは、それは身につかない

アーキビストというのは独自の専門領域と十分な自覚をもつ専門職でなければならない

2. 大学アーカイブズの活動 ～東京大学文書館の場合～ 2.1 沿革

- 1974 東京大学百年史編集室設置
- 1987 大学史史料室設置 ← 百年史刊行終了
- 2014 文書館設置 (大学史史料室の資料・業務全継承)
- 2015 公文書管理法に基づき、国立公文書館等・歴史資料等保有施設指定
- 2016 特定歴史公文書等の移管開始
- 2019 独立部局として組織規則で位置づけ

2. 大学アーカイブズの活動 ～東京大学文書館の場合～ 2.2 組織の概要



2. 大学アーカイブズの活動 ～東京大学文書館の場合～ 2.2 組織の概要



本郷本館

- ・事務室 1 (36㎡)
- ・収蔵庫 2 (44㎡)
- ・閲覧室 1 (22㎡)



柏分館

- ・事務室兼閲覧室 1 (57.3㎡)
- ・収蔵庫 7 (486.7㎡)

2. 大学アーカイブズの活動 ～東京大学文書館の場合～

2.2 組織の概要

- (1) 法人文書（特定歴史公文書等）
 - ・ 公文書管理法に基づき管理
 - ・ 600資料群、約12000点
 - ・ 戦前期庶務課文書（東京大学史関係資料）は重要文化財指定
- (2) 寄贈・寄託資料（歴史資料等）
 - ・ 275資料群、約25000点
 - ・ 元総長・元教職員・元学生の資料、関係団体の資料など
- (3) 学内刊行物
 - ・ 約29000点
 - ・ 部局周年史
 - ・ 各種広報誌類、イベント案内・カタログなどの、灰色文献やエフェメラ
 - ・ 3部保存＋電子化



13

2. 大学アーカイブズの活動 ～東京大学文書館の場合～

2.3 組織文書を保存する役割

大学本部 総務課

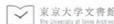
- ・ 現用文書の管理
各部局等への文書管理指導
法人文書ファイル管理簿の管理
- ・ 情報公開対応

文書作成部署

- ・ 法人文書ファイル管理簿の作成
移管/廃棄判断含む

文書館

- ・ 保存期間満了した文書の移管作業
総務課との連携
文書作成部署との協議
- ・ 特定歴史公文書等基準での公開
移管から1年以内の目録公開
国のガイドラインに沿った利用審査



14

2. 大学アーカイブズの活動 ～東京大学文書館の場合～

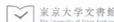
2.4 組織に関係する資料を広く保存する役割

コレクション・ポリシー（アーカイブズ資料＋刊行物）

- ・ 東京大学に関係する個人・団体の作成したもの
- ・ 東京大学に関係する個人・団体に関する資料

判断が求められるポイント

- ・ 資料群全体を受け入れるか、一部に絞るか？（eg 矢内原忠雄、田口文太、…）
 - 活かす見込みはたつか？
- ・ 特定の立場や視点に偏っていないか？（大学の立場、学生の立場、…）
- ・ 入手方法はどうか？（寄贈、寄託、購入）



15

2. 大学アーカイブズの活動 ～東京大学文書館の場合～ 2.5 デジタル・アーカイブ

- ・日本で唯一、「デジタル・アーカイブ部門」をもつ
 - ・専門知識を有する担当者2名（助教、特任研究員）
 - ・撮影スタジオ、撮影機材の整備
- ・デジタル・アーカイブ部門の業務
 - ・デジタル・アーカイブ・システム構築および運用
 - ・資料のデジタル化推進
 - ・学内外のデジタル・アーカイブとの連携
 - ・デジタル環境に関する調査研究（ポーン・デジタル文書の移管・保存、デジタル・アーカイブ研究）

2. 大学アーカイブズの活動 ～東京大学文書館の場合～ 2.6 学内外との連携

- ・百五十年史編纂事業のサポート
 - ・編纂室と文書館とは「車の両輪」
- ・学術資産等アーカイブズ構築事業への参画
 - ・学内のさまざまなデジタルアーカイブ資産とのつながり
情報の共有 + 人的ネットワーク形成
- ・学内の図書館・資料館等、関係研究分野研究者とのネットワーク
- ・国立公文書館デジタルアーカイブの横断検索システムへの参画

3. 大学アーカイブズの強みと課題 3.1 大学ならではの強み

① 実験的取り組みが可能

- ・教育・研究部局への組織的位置づけ
- ・専門スタッフに教員配置
- ・例えば：
 - ✓ デジタル・アーカイブ・システムの独自構築
 - ✓ 公開/非公開の判断における「大学」という枠組みの独自性発信

アーカイブズ界の発展のために新しい取組をする社会的責務

3. 大学アーカイブズの強みと課題

3.1 大学ならではの強み

② 柔軟な予算執行

- ・ 研究的な取り組みに予算配分可能
- ・ 定員外の人件費独自配分可能
- ・ 科研費の活用（含間接経費）

3. 大学アーカイブズの強みと課題

3.1 大学ならではの強み

③ 身近にある多様・高度な専門知識と専門的人材

- ・ 東京大学文書館では、
 - ✓ デジタル・アーカイブを研究する博士課程院生によるシステム構築
 - ✓ 異体字同定システム（東京大学史料編纂所）の導入
 - ✓ 資料保存の専門知識の情報交換

← 日頃から学内人脈構築を意識 “Win & Win”

3. 大学アーカイブズの強みと課題

3.2 大学ならではの課題

① 「専門職」ポスのあり方

- ・ 現時点では 教員 > 職員
- ・ 教員であることのメリット
 - ✓ 活動の自由裁量度が大きい
 - ✓ 発言力がある
- ・ 教員であることのデメリット
 - ✓ 教育へのコミット、研究成果が高度に求められる

「アーキビスト」という独自の専門職としての位置づけ確立が必要

3. 大学アーカイブズの強みと課題

3.2 大学ならではの課題

② 研究活動に伴う資料の保存

- ・「個人または組織がその活動の中で作成または収受し蓄積した記録」（安藤正人）の範囲はどこまでか？
- ・特殊な機器・システムにより生み出されたデータをどう保存する？
- ・大学・国の枠を超えた共同研究のデータ保存責任はどこにある？

3. 大学アーカイブズの強みと課題

3.2 大学ならではの課題

③ 大学史編纂との関係

- ・アーカイブズ教員の専門分野が日本史・教育史などのケース
＝ 執筆に最も適した人材の可能性
「事務局」ととどまらない「執筆する研究者」役が求められる？
- ・年史編纂とアーカイブズの分業・協力体制の場合
 - ✓ 資料収集・整理の優先順位をどう考えるか？
 - ✓ 編纂に供する未整理・未公開資料の扱いをどうするか？
 - ✓ 年史に使用された資料への一般アクセスにアーカイブズは責任はあるか？

3. 大学アーカイブズの強みと課題

3.2 大学ならではの課題

④ 大学の特性を踏まえた公開基準

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の類型の例 (参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

3. 大学アーカイブズの強みと課題

3.2 大学ならではの課題

④ 大学の特性を踏まえた公開基準

行政文書を想定した基準に適合しないものの存在

- ✓ 思想信条があることは研究者・学生として当然
- ✓ 思想信条に基づき逮捕・投獄された経歴は隠すこと？

消極的にならず、自らで自らの基準を考え、発信していくという意識

アーカイブズ資料への「時の経過」概念、「原則公開」ルール
実験的・研究的取組ができる大学アーカイブズという立場

4. おわりに

- 大学アーカイブズに務めるアーキビストとして、何が正解かという答えは持っていない
- しかし、大学のアーカイブズは、他所のアーカイブズよりも自由裁量がある
- その立場を、アーカイブズ全体がよりよく発展し根付いていくために使うべきと考える